

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	水道局工務部給水課（庶務） (06-6616-5480)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定給水装置工事事業者の指定取消し
概要	水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2で指定した指定給水装置工事事業者は、同法第25条の11において指定を取り消すことができるとされています。 また、大阪市水道事業給水条例第13条においても、水道法に基づいて指定を取り消すことができると定めており、要件に該当する場合は指定給水装置工事事業者の指定を取り消すことがあります。
根拠法令等 及び条項	水道法第25条の11 大阪市水道事業給水条例(昭和33年4月1日条例第19号)第13条第3項 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 指定給水装置工事事業者の指定等に関する取扱要綱第13条 (https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000207417.html) 指定給水装置工事事業者の指定取消等に係る事務処理要綱第10条、第11条、第14条及び別表 (https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000207426.html)
処分基準	◎水道法（昭和32年法律第177号）第25条の11第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、指定装置工事事業者の指定を取り消すことがあります。 ・具体的には、次の要件のいずれかに該当するときは、指定給水装置工事事業者の指定を取り消すことがあります。 - 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。 - 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。 - 心身の故障により給水装置工事を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものとなったとき。 - 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。 - 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 - 指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 - 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 - 無断通水、メータの不正使用をしたとき。 - 道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施工したとき。 - 施工上の安全管理を怠り、死傷者を出し又は被害を与えたとき。 - 法人であって、その役員の内上記3～7-ウまでのいずれかに該当する者がいることが判明したとき。 - 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。 - 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。 - 事業所の名称及び所在地、連絡先等の変更届を提出しないとき。 - 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき。 - 上記11、12について虚偽の届出をしたとき。 - 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。 - 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させず、かつ、その者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。 - 穿孔資格のない者が施行したとき。 - 局長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。 - 水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 - 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。 - 指定した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から3年間保管しなかったとき。 - 給水装置の検査の際、局長の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。 - 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 - 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え又は与えるおそれ大きいとき。 - 不正の手段により指定給水装置工事事業者として指定を受けたとき。
ホームページ	
備考	

＜根拠法令等及び条項＞

○水道法

(指定の取消し)

第二十五条の十一 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条の二第一項の指定を取り消すことができる。

- 一 第二十五条の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたとき。
- 二 第二十五条の四第一項又は第二項の規定に違反したとき。
- 三 第二十五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十五条の八に規定する給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従つた適正な給水装置工事業の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 五 第二十五条の九の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- 六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- 八 不正の手段により第十六条の二第一項の指定を受けたとき。

2 第二十五条の三第二項の規定は、前項の場合に準用する。

○大阪市水道事業給水条例

第13条 省 略

2 省 略

3 局長は、指定給水装置工事事業者が法第25条の11第1項各号のいずれかに該当するときは、第1項の指定を取り消すことができる。

○指定給水装置工事事業者の指定等に関する取扱要綱

(指定の取消)

第13条 局長は、法第25条の11第1項の規定により指定を取り消すことがある。

2 指定の取り消しについて必要な事項は、局長が別に定めるものとする。

○指定給水装置工事事業者の指定取消等に係る事務処理要綱

(指定取消)

第10条 局長は、前条第6項の報告を受け、当該違反の事実が指定取消処分すべきものに該当すると認めるときは、法第25条の11第1項に基づき指定給水装置工事事業者の指定を取り消す。

(意見陳述のための手続及び審査委員会の省略)

第11条 局長は、手続法第13条第2項各号のいずれかに該当する場合は、意見陳述のための手続及び審査委員会の開催を要せずに、法第25条の11第1項に基づき指定給水装置工事事業者の指定を取り消すものとする。

(処分の基準)

第14条 この要綱に定める違反の事実に係る処分の基準は、別表のとおりとする。